

# 地震災害対策計画編

## 第2款 南海トラフ地震対策



# 第1章 総則

## 第1節 基本方針

### 1 背景

従前から切迫性が懸念されてきた東海地震は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震予知を前提として対策が講じられてきたが、平成29年9月、国(中央防災会議)において、予知を前提とした防災情報の発信のあり方等を見直すこととされ、南海トラフ地震を対象とした対策に転換した。

その後、平成31年3月には、内閣府において「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」が公表されたほか、気象庁では「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に基づき、令和元年5月より「南海トラフ地震臨時情報」等の関連情報を発表している。

### 2 基本方針

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。)においては、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている地域の地方公共団体等が「南海トラフ地震防災対策推進計画」を作成することとなっている。

本市は、当該地域には指定されていないが、想定最大震度5強が予測されており、大規模地震に備える観点から、市独自の計画を作成するものである。

なお、この計画は南海トラフ地震臨時情報に基づく市の対応の基本的な考え方を定めたものであり、本市域内にて震度4以上の地震を観測した場合には「第1款 地震災害応急対策」に基づく行動・対応を図っていくこととなる。

## 第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定

本市域は、南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されていないが、南海トラフ法における2つの地域の指定基準は次のとおりである。

### 1 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定基準の概要

- (1) 震度6弱以上の地域
- (2) 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- (3) 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

### 2 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の基準の概要

- (1) 津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域
  - (2) 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村
  - (3) 同一府県内の市町村が実施する津波避難対策の一体性の確保を図る必要がある地域
- ※浸水深、浸水面積等の地域の実情を踏まえて、津波避難の困難性を考慮

### 第3節 南海トラフ地震に関連する情報等

#### 1 気象庁が発表する南海トラフ地震に関連する情報について

「南海トラフ地震に関連する情報」は、次の2種類の情報名で気象庁から発表される。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合</li> <li>観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li> </ul>
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。）</li> </ul> <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

#### 2 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

「南海トラフ地震臨時情報」は、情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表される。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	<p>次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監視領域内<sup>※1</sup>でマグニチュード6.8以上<sup>※2</sup>の地震<sup>※3</sup>が発生</li> <li>1カ所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</li> <li>その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</li> </ul>
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（以下「M」という。） <sup>※4</sup> 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>監視領域内において、M7.0以上の地震<sup>※3</sup>が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。）</li> <li>想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</li> </ul>
	調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2 M7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでマグニチュード6.8以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

### 3 防災対応の検討が必要な南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象

南海トラフ沿いの大規模地震は発生形態が多様であり、確度の高い予測は困難であるものの、南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象に関しては、観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるとして、防災対応の検討が必要となる3つのケースが想定されている。

(1) 半割れ（大規模地震）／被害甚大ケース（以下「半割れケース」という。）

ア 半割れケースの概要

想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合を想定

イ 基準

想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合

(2) 一部割れ（前震可能性地震）／被害限定ケース（以下「一部割れケース」という。）

ア 一部割れケースの概要

南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい、M7.0クラスの地震が発生した場合を想定

イ 基準

(ア) 想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合

(イ) 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で発生したM7.0以上の地震が発生した場合

(3) ゆっくりすべり／被害なしケース（以下「ゆっくりすべりケース」という。）

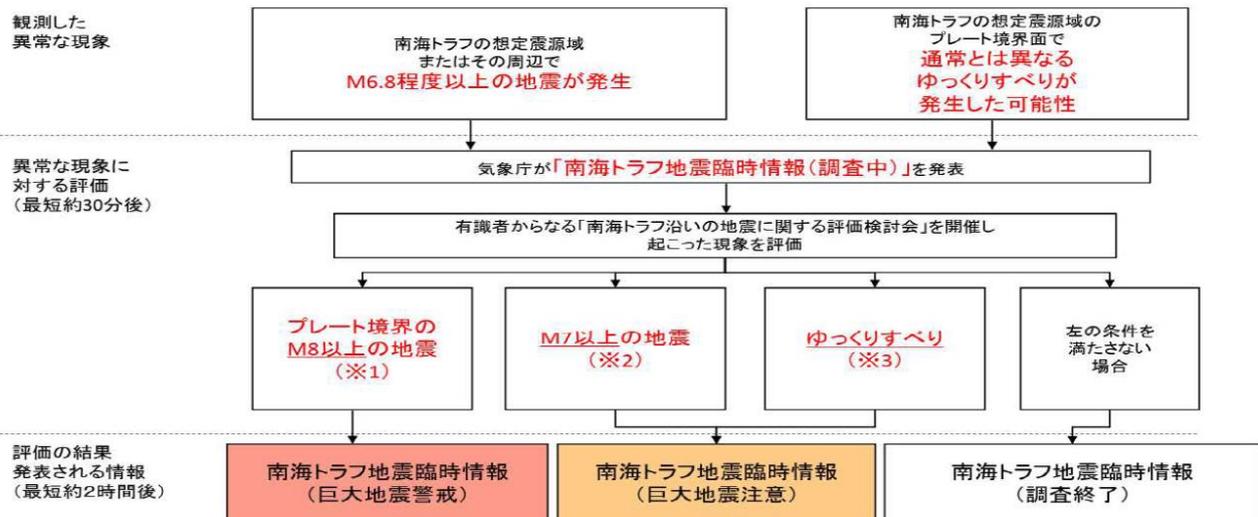
ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合を想定

### 4 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報

気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたマグニチュード6.8以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表し、その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した現象について評価を行う。

当該評価結果が、前項の3つのケースのいずれかに該当する現象と判断された場合には、気象庁が情報を発表する。

＜南海トラフ臨時情報の発表までのフロー＞



《出典：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン》

(※1) 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

(※2) 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

(※3) ひずみ計算で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

## 第2章 市の対策活動

南海トラフ地震臨時情報が発表され、事前の準備行動等を行う必要があると認められた場合、国はその旨を公表する。その場合、市、県及び防災関係機関は、救急・救助・消火部隊等の受入れ・派遣準備や物資の点検等、後発地震に備え必要な準備行動等を行う。

なお、国は南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う政府としての特別な呼び掛けを終了とする場合、その旨を発表する。その場合、市、県及び防災関係機関は準備行動を終了する。

### 1 基本方針

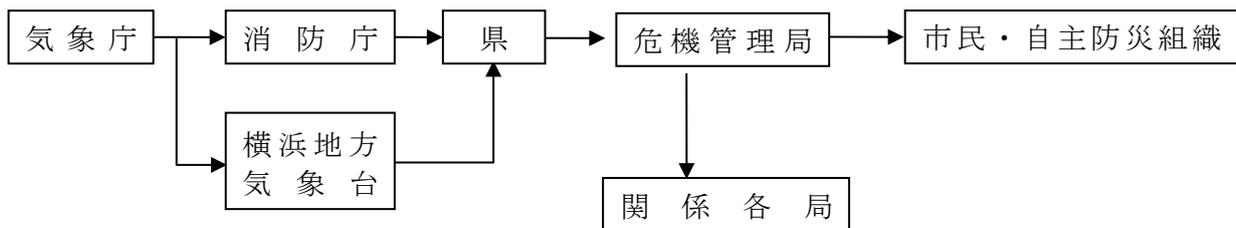
南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、情報の内容を迅速に把握し、情報に付記されるキーワードに応じて体制を整備する。

### 2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	—	南海トラフ地震臨時情報の把握と体制の整備に関すること。
	関 係 各 局		
	本 部 事 務 局	—	南海トラフ地震臨時情報の収集、伝達に関すること。
	消 防 局		
関 係 機 関	気 象 庁	—	南海トラフ地震臨時情報の発表に関すること。
	そ の 他 の 防 災 関 係 機 関	—	南海トラフ地震臨時情報の伝達に関すること。

### 3 南海トラフ地震臨時情報の伝達経路

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、情報に付記されるキーワードに応じて、次の系統図により行う。



### 4 南海トラフ地震臨時情報時の体制

市は、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、事態の推移に伴い、速やかに必要な対策が行えるよう、それぞれ体制を整備する。

なお、危機管理監は、状況により必要と認められるときは、基準と異なる動員を発令することができる。

キーワード		情報の性質		想定される市の体制
南海トラフ地震臨時情報	調査中	発生後 5～30分後 発表		【通常体制】 ※必要に応じて情報収集体制の強化
	巨大地震注意	発生後 2時間後 発表	一部割れケース ゆっくりすべりケース	【地震災害初動体制】
	巨大地震警戒		半割れケース	【地震災害警戒本部体制】
	調査終了			【通常体制】

(1) 地震災害初動体制（レベル1）

危機管理監は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、次の基準に従って職員を動員し、地震災害初動体制（レベル1）を確立する。

配 備 基 準	参 集 方 法
(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 (2) その他危機管理監が必要と認めるとき。	危機管理監の指示により参集

(2) 地震災害警戒本部体制（レベル2）

危機管理監は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、次の基準に従って地震災害警戒本部を設置し、職員を動員することができる。なお、地震災害警戒本部の組織、事務等は、災害対策本部に準ずるものとし、地震災害警戒本部長は危機管理監とする。

設 置 基 準	参 集 方 法
(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 (2) その他危機管理監が必要と認めるとき。	危機管理監の指示により参集

(3) 各体制の配備人数及び配備体制

各体制における配備人員及び配備体制は、相模原市災害対策本部要綱に定める。

## 5 地震災害初動体制及び地震災害警戒本部体制時の業務

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の受伝達
- (2) 市民への情報提供と呼び掛け
- (3) 応急対策の事前準備
- (4) 地震防災応急対策の実施及び状況の把握
- (5) 防災関係機関の業務に係る連絡調整
- (6) その他必要な事項



# 第3章 巨大地震警戒時等の措置に関する事項

## 第1節 基本的な防災対応

### 1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表された場合、後発地震等の発生に備えた防災体制をとる。なお、広報活動については、市が保有する広報手段を活用するとともに、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて市民に正しい情報を提供し、混乱の未然防止に努める。

### 2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	—	広報活動及び広報活動における情報通信システムの活用に関すること。
	市 長 公 室		
	本 部 事 務 局	—	事前避難対策に関すること。
	関 係 各 局		
	区 本 部		
	市 長 公 室	—	報道機関との連絡調整に関すること。
	市 長 公 室	—	広報活動における災害時要援護者への配慮に関すること。
	市 民 局		
	健 康 福 祉 局		
	区 本 部	—	避難誘導、避難所の開設に関すること。
	消 防 局	—	避難誘導、広報活動に関すること。
	消 防 団		
関 係 各 局	—	後発地震の発生に備えた体制の整備及び被害を軽減するための予防措置に関すること。	
関 係 機	警 察 署	—	避難路の通行確保、避難誘導、広報活動、避難者の保護等に関すること。
	(株)エフエムさがみ	—	広報活動及び相互協力に関すること。
	(株)ジェイコム湘南・神奈川		
	相模原市印刷広告協同組合		
	その他の防災関係機関		

### 3 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた基本的な防災対応

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、南海トラフの震源域で想定される後発地震の発生を想定し、次のような防災対応を行う。

#### (1) 巨大地震警戒対応（半割れケース）

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に、国からの呼び掛けに応じ、次のような対応を行う。

(ア) 日頃からの地震への備えを再確認する。

(イ) 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある災害時要援護者は避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて避難する。

(ウ) 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の市民は避難する。

イ 最初の地震発生から1週間経過以降2週間経過までの間、次項の巨大地震注意対応を行う。

ウ 2週間経過後は、国からの呼び掛けに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。

(2) 巨大地震注意対応（一部割れケース、ゆっくりすべりケース）

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出た場合、最初の地震発生から1週間（ゆっくりすべりの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間とおおむね同程度の期間）を基本に、国からの呼び掛けに応じ、日頃からの地震への備えの確認等の対応を行う。

イ 1週間経過後は、国からの呼び掛けに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。

#### 4 広報活動体制

本部事務局、市長公室及び関係各局は、市民、市内滞在者等に対する広報を確実、迅速かつ広範に伝達するため、次の広報事項について有効な手段を用いて広報活動を行う。なお、市民への広報を実施するに当たっては、視覚・聴覚障害者や外国人への配慮を行い、的確かつ迅速に行う。

また、市長公室は、市民に正確かつ迅速な情報の周知を行うため、報道機関へ情報の提供を行う。

キーワード		広報事項	広報手段
南海トラフ地震臨時情報	巨大地震注意	(1) 南海トラフ地震臨時情報の内容 (2) 市民がとるべき措置 (3) その他状況に応じて、事業所又は市民に周知すべき事項	(1) ひばり放送 (2) CATV (3) ラジオ放送 (4) 防災メール (5) 市災害情報X (6) 防災アプリ (7) 市ホームページ (8) tvk データ放送 (9) 相模原市LINE 公式アカウント
	巨大地震警戒	(1) 南海トラフ地震臨時情報の内容 (2) 市民がとるべき措置 (3) 交通規制の状況など、地震防災応急対策の内容と実施状況 (4) その他状況に応じて、事業所又は市民に周知すべき事項	(1) ひばり放送 (2) CATV (3) ラジオ放送 (4) 防災メール (5) 市災害情報X (6) 防災アプリ (7) 市ホームページ (8) tvk データ放送 (9) 相模原市LINE 公式アカウント (10) 広報車等

## 5 広報の重点事項

次の事項を重点事項として市民への広報を行う。

キーワード		重点事項
南海トラフ地震臨時情報	巨大地震注意	(1) 家族との安否確認手段の確認をすること。 (2) 家具等の転倒・落下防止措置の確認をすること。 (3) テレビ、ラジオ等の情報に注意すること。 (4) その他生活関連情報など、市民が必要とする情報を広報すること。
	巨大地震警戒	(1) 家族との安否確認手段の確認をすること。 (2) 家具等の転倒・落下防止措置の確認をすること。 (3) テレビ、ラジオ等の情報に注意すること。 (4) 食料品、飲料水等の持ち出しの準備をすること。 (5) 屋内のできるだけ安全な場所で生活すること。 (6) 危険な場所にできるだけ近づかないようにすること。 (7) その他生活関連情報など、市民が必要とする情報を広報すること。

## 6 後発地震等に備えた対応

- (1) 本部事務局、市長公室及び関係各局は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、ライフラインや流通機能が稼働していると想定されることから「自らの命は自ら守る」という防災対策の基本を踏まえ、後発地震発生前の事前避難に関して、次の事項の周知に努める。
  - ア 住民の避難は、親戚・知人宅等への避難が基本であること。
  - イ 食料や生活用品等は、避難者が各自で準備するのが基本であること。
- (2) 本部事務局及び区本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、後発地震の発生に備え、早急に避難所等を開設できる体制の確保に努め、必要に応じて避難所を開設する。
- (3) 本部事務局、区本部及び関係各局は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表された場合、後発地震発生時に迅速な対応ができるよう体制を整備するとともに、所管する施設等において被害を軽減できるよう予防措置をとる。

## 第2節 児童・生徒等保護対策

### 1 基本方針

教育委員会は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、災害発生時における児童・生徒及び施設利用者の安全確保、応急的な教育等の災害対策の確立を図る。

### 2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	教育局（学校教育部）	—	児童・生徒の安全確保に関すること。
	こども・若者未来局	—	園児の安全確保、応急保育に関すること。
	市立小・中学校及び義務教育学校並びに教育機関	—	児童・生徒の安全確保、文教対策の実施に関すること。
関 係 機 関	私 立 学 校 等	—	児童・生徒の安全確保、文教対策の実施に関すること。

### 3 学校（市立小・中学校及び義務教育学校）及び教育機関の対応

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、次の措置を講ずる。

- （1）学校長等は、南海トラフ地震に関連する情報の把握に努め、的確な指揮に当たる。
- （2）学校の各施設の安全措置をとる。
- （3）初期消火及び救護活動等の防災活動体制を整えておく。
- （4）土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区等に近接する学校では、避難準備体制を整える。

### 4 幼稚園、私立学校等の防災対策

こども・若者未来局及び幼稚園、私立学校等の施設管理者は、平常時より南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における園児、児童・生徒等の安全確保、防災教育、組織体制等の防災対策を適切に行う。

### 第3節 消防対策

#### 1 基本方針

消防局及び消防団は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、地震発生に伴う出火防止の広報を重点とした消防警備を行い、被害の軽減に努める。

#### 2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	消 防 局	—	災害情報の収集伝達、警戒・広報活動、避難誘導等に関すること。
	消 防 団		

#### 3 消防警備体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、次の事項について速やかに実施し、総力を挙げて警備体制の強化を図る。

##### (1) 消防局

- ア 警防本部の強化
- イ 消防職員及び消防団員の動員
- ウ 通信施設の点検確認
- エ 南海トラフ地震臨時情報の収集及び各消防署・消防団への伝達
- オ 機械器具等の点検整備及び予備燃料の確保
- カ 地震災害警戒本部及び各防災関係機関との連絡調整
- キ その他必要と認められる事項

##### (2) 消防署

- ア 大隊本部の設置
- イ 消防職員及び消防団員の動員伝達
- ウ 機械器具等の点検整備及び予備燃料の確保
- エ 出火防止等の広報活動の実施
- オ 動員職員の部隊編成
- カ 事前避難対象地区における避難の指示等の伝達、避難誘導等
- キ 高所見張り、警戒巡視等の実施
- ク その他必要と認められる事項

##### (3) 消防団

- ア 消防団本部・方面隊本部の設置
- イ 消防団員の動員伝達
- ウ 部隊編成及び任務分担の確認
- エ 出火防止等の広報活動の実施
- オ その他必要と認める事項

#### 4 情報の収集

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の管内情勢を的確に把握するため、次により情報の収集を行う。

##### (1) 収集手段

- ア 消防職員及び消防団員からの報告
- イ 防災関係機関等からの情報収集
- ウ その他

##### (2) 収集情報

- ア 南海トラフ地震臨時情報
- イ 交通の状況（道路、鉄道、バス等）
- ウ 市民の動向

エ その他必要と認める事項

## 5 関係機関との調整

その他必要な措置について、警察署及び防災関係機関と事前協議を図る。

## 第4節 警備対策

### 1 基本方針

警察署は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、南海トラフ地震に係る市民の危惧、不安等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に警備体制を確立し、警察署の総力を発揮して迅速、的確な対策を実施することにより、市民の生命、身体、財産の保護活動に努め、治安維持の万全を期するものとする。

### 2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	市 民 局	—	交通安全対策及び防犯対策に係る警察署との連絡調整に関すること。
	区 本 部		
	関 係 各 局	—	関連する応急対策活動に関すること。
関 係 機 関	警 察 署	—	警備活動による治安の維持等に関すること。

### 3 南海トラフ地震臨時情報発表時の対策

警察署が実施すべき南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対策に係る措置については、おおむね次に掲げる事項を基準とする。

#### (1) 情報の収集・伝達

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、その内容を正確かつ迅速に周知するとともに、これに伴う諸般の情勢を迅速・的確に収集・把握し、民心の安定と混乱の防止を図るため、次の活動を実施する。

ア 市が行う南海トラフ地震臨時情報の伝達への協力

イ 各種情報の収集・伝達

ウ 市及び関係機関との相互連絡

#### (2) 広 報

民心の安定と混乱の防止のため、次の事項を重点として広報活動を実施する。

ア 南海トラフ地震臨時情報に関する正確な情報

イ 道路交通の状況と交通規制の実施状況

ウ 自動車運転の自粛と自動車運転者のとるべき措置

エ 犯罪の予防等のために住民がとるべき措置

オ 不法事案を防止するための正確な情報

カ その他混乱防止のために必要かつ正確な情報

#### (3) 社会秩序の維持

南海トラフ地震臨時情報の発表に係る危惧及び物資の欠乏、将来生活に対する不安等に起因する混乱並びに窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止するため、次の活動により社会秩序維持に万全を期する。

ア 正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防止

イ 民心の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防・取締り

ウ 危険物による犯罪又は被害発生防止のための予防・取締り

エ 避難に伴う混乱等の防止と人命の保護

オ 自主防犯活動等に対する指導

## 第5節 ライフライン・交通対策

### 1 実施主体（巨大地震警戒発表時）

	担 当 部 署	時 期	項 目
市担当	本 部 事 務 局	—	ライフライン、交通対策に関する情報の伝達に関すること。
	市 長 公 室	—	
	健康福祉局（保健衛生部）	—	神奈川県企業庁との連絡調整、飲料水の確保（上水道区域等）に関すること。
	都 市 建 設 局（土木部）	—	飲料水の確保（簡易水道区域）に関すること。 交通規制に係る警察署との連絡調整に関する こと。 交通規制に関する情報の伝達に関する こと。
	都市建設局（まちづくり推進部）	—	交通関係機関との連絡調整に関すること。
関係機関	神 奈 川 県 企 業 庁	—	応急給水支援に関すること。
	警 察 署	—	交通規制による緊急交通路の確保等に関する こと。
	鉄 道 機 関	—	運行情報の連絡体制の整備に関する こと。
	バ ス 機 関		
	東 京 電 力 パ ワ ー グ リ ッ ド（株）	—	電気施設の対策に係る連絡体制の整備 に関すること。
	東 日 本 電 信 電 話（株）	—	電話施設の対策に係る連絡体制の整備 に関すること。
	東京ガスネットワーク（株）	—	都市ガス施設の対策に係る連絡体制の 整備に関すること。

### 2 情報連絡体制の整備

関係各局は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、関係機関との情報連絡体制を整備し、ライフライン等に関する情報を収集する。

本部事務局及び市長公室は、収集した情報を市民へ広報する。

都市建設局は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通規制等の情報についてあらかじめ情報を収集する。

本部事務局及び市長公室は、収集した交通規制等の情報を市民へ広報し、必要に応じて不要、不急な旅行等の自粛を要請する。

警察署は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における交通の混乱と交通事故の発生を防止し、地域住民等の避難の円滑と防災関係機関が南海トラフ地震対策のために実施する緊急輸送の円滑を確保するため、交通規制等の交通対策を実施する。

## 第6節 保健医療救護対策及び社会福祉施設対策

### 1 実施主体（巨大地震警戒発表時）

	担 当 部 署	時期	項 目
市担当	健 康 福 祉 局 ( 保 健 衛 生 部 )	—	医療機関との調整に関する事。
関 係 機 関	医 療 機 関	—	保健医療救護機能の維持等に関する事。
	社 会 福 祉 施 設	—	福祉施設利用者の安全確保措置等に関する事。

### 2 保健医療救護対策

各医療機関は、地震発生に備え、それぞれ地震防災応急対策を実施し、保健医療救護機能の維持に努めるものとする。

#### (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の措置

##### ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の周知

医療機関の長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたことについて、医師等の職員及び外来患者等に対して周知徹底を図る。

##### イ 医療機関の防災指導

医療機関の長は、地震防災対策本部を設置するとともに、消火設備、避難設備及び自家発電装置等の点検並びに医療器械、備品、薬品等の転倒落下、移動の防止及び出火防止対策を実施する。

##### ウ 入院患者等の安全確保

医療機関の長は、入院患者等の安全確保措置を講ずる。

##### エ 診療

地域医療の確保のため、施設や設備の安全対策を講じた上で、診療を継続できるものとする。

#### (2) 医療救護班の編成待機

救護所スタッフに指定されている医師、看護師等は、救護所への参集に備える。

#### (3) 医療機関に対する要請

災害の発生に備え、健康福祉局は、市内の医療機関に対し機能の確保と医療活動の継続強化を図るように協力を求めるとともに、次の措置をとるように要請する。

##### ア 地震災害による救急患者の受入体制の準備

##### イ 空床の確保

##### ウ 応急救護体制の編成

### 3 社会福祉施設の対策

#### (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の措置

社会福祉施設は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、利用者の生命・身体の安全確保に万全を期すため次の措置をとる。

##### ア 施設設備の点検

##### イ 落下物等の防止措置

##### ウ 飲料水、食料等の確保

##### エ 関係機関、保護者との連絡体制の確保

##### オ 土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区等に近接する施設での避難準備体制の確保

#### (2) 後発地震への備え

入所者等の保護等については、施設の耐震性、周囲の土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区等の分布を考慮し、避難誘導等に配慮する。